



広報さつま

— ひと・まち・自然 みんなで紡ぐ さつま町 —

令和6年9月5日：第9版

【お知らせ版】

発行：さつま町役場 総務課 秘書広報係
電話：(0996)24-8919

ほけん福祉課 健康増進係から

案内

「自殺予防週間」です（9月10日～9月16日）

これまで「個人の問題」とされていた自殺は、広く「社会の問題」と認識され、社会全体で自殺対策が推進されています。「だれも自殺に追い込まれることのない社会」を目指して、かけがえのない大切な命をみんなで守っていきましょう。

【相談の電話】

- こころの健康相談統一ダイヤル ☎0570-064-556（土・日・祝・年末年始除く 9時～12時、13時～16時半）
- よりそいホットライン ☎0120-279-338（24時間、365日）
- チャイルドライン（18歳以下） ☎0120-99-7777（お盆、年末年始を除く 16時～21時）

【ホームページ】

- まもろうよ こころ
検索ワード
「まもろうよこころ」



- 子供（こども）の SOS の相談窓口
検索ワード
「子供（こども）の SOS の相談窓口」

18歳以下の方用



【SNS 交流サイト】

- こころのほっとチャット

（▼LINE）



チャット形式のカウンセリングです。
SNSを通じて無料で相談できます。
（1回 50分/1日 1回まで利用可）

＜お問い合わせ先＞

さつま町役場
ほけん福祉課 健康増進係
電話：(0996)24-8933
窓口：本庁1階4-⑤番

建設課 管理係から

注意

防空壕に注意してください！ ～危険な防空壕があったら連絡を～

防空壕の中は、崩落の危険や一酸化炭素中毒になるなどの危険があります。危険な防空壕については、安全対策を行っていますが、まだ確認されていない箇所がある可能性もあります。

【お願い】

- 防空壕が子どもたちの遊び場にならないよう地域で見守り、気付いた時は注意していただきますようご協力ください。

○近くに危険な防空壕がありましたら、建設課管理係まで情報提供をお願いします。



＜お問い合わせ先＞

さつま町役場
建設課 管理係
電話：(0996)26-1826
窓口：本庁2階6番

相 談

無料法律・登記・税務相談会を開催します

県司法書士会と県土地家屋調査士会、南九州税理士会鹿児島県連合会では、10月1日の「法の日」にちなんだ記念事業として、次のとおり相談会を開催します。

【日 時】

10月5日(土) 午前10時～午後4時

【場 所】

虎居地区公民館

【相談内容】

土地建物の登記、土地の地積・分筆・測量・境界、会社の登記、税金、遺言、成年後見手続、裁判手続、消費者金融問題 など(司法書士の業務範囲に限りです。)

※事前予約は不要ですので、当日、相談会場へ直接お越しください。

＜お問い合わせ先＞
鹿児島県司法書士会
電話：099-248-8270

案 内

梅栽培農家の営農継続を支援します

本年3月に凍霜被害を受けた梅栽培農家の営農継続を目的に、肥培管理費用の一部を支援します。

【対象者】(すべて満たす方)

- ・町内に住所(法人にあつては本店または主たる事務所を町内に有すること)を有する梅栽培農家。
- ・梅を栽培し、収入を得ていること。
- ・令和6年7月1日以降も、町内で梅栽培を継続している方。

【交付金額】

梅栽培面積 10aあたり 39,000 円以内。(1,000 円未満切り捨て。1経営体あたり上限 200 万円)

【申請方法】

農林課または各支所農林係に備え付けてある申請書に栽培面積が確認できる書類等を添付のうえ、10月31日(木)までに申請してください。

申請書はホームページからもダウンロードできます。

【その他】

個人販売の場合は、出荷・販売がわかる書類または出荷・販売先の証明書の提出が必要です。

申請書を提出後に現地確認を行い、審査完了後に交付決定となります。

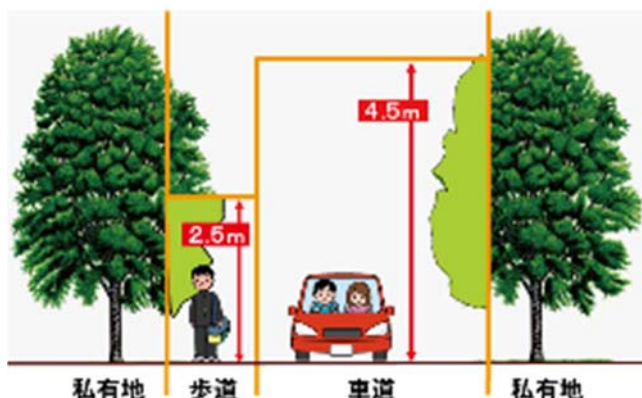
＜お問い合わせ先＞
さつま町役場 農林課 農政係
電話：(0996)24-8942
窓口：本庁別館1階

注 意**道路上に張り出した樹木の伐採をお願いします****■道路上の安全を確保する**

道路に樹木が張り出している箇所は、枯葉を伐採してください。建築限界と定められている車道の上空 4.5 m、歩道の上空 2.5mの範囲には、障害物を設けてはいけません。

■賠償責任を問われる場合がある

私有地の樹木の枝葉が建築限界内にあることが原因で事故が発生したときは、樹木の所有者が賠償責任を問われる場合があります。道路上に張り出した樹木は、土地所有者に所有権があるため、緊急時以外では町や県が勝手に切ることはできません。

**＜お問い合わせ先＞**

さつま町役場 建設課 管理係
電話：(0996)26-1826
窓口：本庁2階6番

案 内**「危険物取扱者」試験を実施します**

令和6年度第2回危険物取扱者試験が行われます。

【内 容】

- ・甲種危険物取扱者試験
- ・乙種危険物取扱者試験(第1類～第6類)
- ・丙種危険物取扱者試験

【試験日】

11月9日(土)午前10時から(鹿屋会場以外)
11月10日(日)午前10時から(鹿屋会場のみ)

【申込期間】

書面または電子申請ができます。
書面：9月20日(金)から10月1日(火)まで
※最終日の消印有効
電子：9月20日(金)9時から10月1日(火)
※最終日23時59分までに申請完了

**【その他】**

- ・試験対策用のテキストを消防署で購入することができます。(税込1,980円)
- ・試験会場や申請方法、集合時間など、詳しくは消防署で配布する試験案内または消防試験研究センターのホームページをご確認ください。

町ホームページ▶

**＜お問い合わせ先＞**

さつま町消防本部 警防課 危険物係
電話：(0996)52-0119

案内 さつま町持続可能な森林づくり交付金

伐採した森林の跡地に木を植え、再び森林を造ることで様々な恩恵を受けられます。町では適正に森林を育成することで森林資源を持続的に利用しながら、国土の保全や地球温暖化防止を図るため、造林した面積から二酸化炭素の吸収量を計算し、さつま町持続可能な森林づくり交付金を交付しています。

【事業内容】

町内で再造林を行った森林所有者等に対して交付金を交付します。

【交付金額】

・スギやヒノキなどの針葉樹

造林した面積 10aあたり 11,000 円

・クヌギなどの広葉樹

造林した面積 10aあたり 3,000 円

※交付額の合計に端数が生じた場合は 1,000 円未満の端数は切り捨てます。

※交付申請の提出期限は、再造林や拡大造林後の 60 日以内または、国、県の造林補助事業の交付決定および、確定の日から1年以内です。

【交付要件】

・10a以上の再造林又は拡大造林を実施した森林が対象です。

・国、県の造林補助事業により検査に合格した森林を造林認証とします。

・造林樹種は県が定めた造林樹種になります。



＜お問い合わせ先＞

さつま町役場 農林課 林政係

電話：(0996)24-8949

窓口：本庁別館1階

案内 オクトーバー・ラン&ウォーク 2024 参加者を募集します！

10月の1か月間、参加者のウォーキングの累計歩数、ランニングの累計走行距離をスマートフォンアプリで集計し、ランキングが毎日更新される全国自治体参加型のオンラインイベントが開催されます。多くの方のご参加をお待ちしております。

【日 時】

10月1日(火)～31日(木)

※途中からの参加も可能です。

【種 目】

ウォーキングの部

ランニングの部

※両方の部にエントリーすることができます。

【参加方法】

ウォーキングの部は「スポーツタウンウォーカー」アプリ、ランニングの部は「TATTA」アプリのダウンロードが必要です。

【参加費用】

無料

【参加特典】

10月の1か月の総歩数、総走行距離に応じて抽選プレゼントに応募できます。

※参加方法や参加特典について詳しくは、オクトーバー・ラン&ウォーク 2024 のホームページをご覧ください。

イベント
ホームページ▶



＜お問い合わせ先＞

さつま町教育委員会

社会教育課 スポーツ振興係

電話：(0996)26-1843

窓口：本庁 3 階 14 番